

土木学会四国支部地域貢献事業規程

平成21年9月11日 制 定
平成24年6月29日 一部改正
平成25年3月15日 //

(総則)

第1条 この規程は、土木学会公益増進事業規程第8条の規定に基づき四国支部（以下「本支部」という。）が実施する地域貢献事業（以下「本事業」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本事業は、地域の活力を確保するため、本支部が地域の課題解決に向け取り組むべき社会基盤整備に係る施策を支える人材の育成及び地域の安全・安心の確保に係る活動の支援を目的とする。

(事業)

第3条 第2条の目的を達成するため、定款第4条に規定する事業の一環として、次の各号に掲げる事業への支援を実施する。

- (1) 定款第4条第1号に規定する事業のうち、緊急災害調査活動
- (2) 定款第4条第6号に規定する事業のうち、優秀学生表彰
- (3) 定款第4条第9号に規定する事業のうち、土木に関する啓発・広報
- (4) 定款第4条第11号に規定する事業のうち、創立記念事業等を通じた社会貢献

(事業の原資)

第4条 本事業は、別途「土木学会四国支部地域貢献事業に係る資金に関する規則」に定める「四国支部地域貢献資金」を原資として行う。

(運営)

第5条 本事業の運営の方法等については、別途、「土木学会四国支部地域貢献事業運営委員会規則」で定める。

(規程の変更)

第6条 この規程の変更は、理事会において行う。

附則（平成21年9月11日 理事会議決） この規程は、平成21年9月11日から施行する。

附則（平成24年6月29日 理事会議決） この変更規程は、平成24年6月29日から施行する。

附則（平成25年3月15日 理事会議決） この変更規程は、平成25年3月15日から施行する。